

岩手県市町村総合事務組合規則第11号（令和7年5月27日公布）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 抄
（市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（休業補償を行わない場合） 第11条 条例第10条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1）<u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 （2）（略）	（休業補償を行わない場合） 第11条 条例第10条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1）<u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 （2）（略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年6月1日から施行する。
（市町村職員退職手当支給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2・3 （略）
（市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 4 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。次項において「旧刑法」という。）第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、第2条の規定による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則第9条第1号の規定の適用につ

いては、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。

（市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は旧刑法第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている場合、第3条の規定による改正後の市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第11条第1号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。